

平成 2 0 年 第 2 回 御代田町 議 会 定 例 会
議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 0 年 6 月 6 日 開 会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集のあいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 3 5 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 6 議案第 3 6 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 7 議案第 3 7 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 8 議案第 3 8 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 9 議案第 3 9 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 0 議案第 4 0 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 1 議案第 4 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 2 議案第 4 2 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 3 議案第 4 3 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 4 議案第 4 4 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 5 議案第 4 5 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 6 議案第 4 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 4 7 号 御代田町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 4 8 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 9 議案第 4 9 号 御代田町福祉医療給付金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 0 議案第 5 0 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 1 議案第 5 1 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

案について

- 日程第 2 2 議案第 5 2 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 2 3 議案第 5 3 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 4 議案第 5 4 号 平成 2 0 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について
- 日程第 2 5 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 6 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 7 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 8 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 9 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 0 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について
- 日程第 3 1 平成 1 9 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について
- 日程第 3 2 平成 1 9 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 2 0 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 0 年 6 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 0 年 6 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 0 年 6 月 1 6 日	午前 1 0 時 2 4 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 0 年 6 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 0 年 6 月 6 日	午後 2 時 5 5 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	早 退	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	早 退	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	5 番 柳 澤 嘉 勝
	6 番 土 屋 実

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	木 内 幹 夫		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成 2 0 年 6 月 6 日 (金)

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

- - - 日 程 第 1 開 会 宣 言 - - -

○ 議 長 (内 堀 千 恵 子 君) あ ら た め ま し て 、 お は よ う ご ざ い ま す 。

こ れ よ り 、 平 成 2 0 年 第 2 回 御 代 田 町 議 会 定 例 会 を 開 会 い た し ま す 。

た だ い ま の 出 席 議 員 は 1 3 名 、 全 員 の 出 席 で あ り ま す 。

土 屋 実 議 員 、 武 井 武 議 員 は 、 所 用 の た め 、 途 中 早 退 す る 旨 の 届 出 が あ り ま し た 。

理 事 者 側 で は 全 員 の 出 席 で あ り ま す 。

直 ち に 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

本 日 の 議 事 日 程 は 、 あ ら か じ め お 手 元 に 配 付 し た と お り で あ り ま す 。

- - - 諸 般 の 報 告 - - -

日 程 に 入 る に 先 立 ち 、 事 務 局 長 に 諸 般 の 報 告 を さ せ ま す 。

荻 原 謙 一 議 会 事 務 局 長 。

(議 会 事 務 局 長 荻 原 謙 一 君 登 壇)

○ 議 会 事 務 局 長 (荻 原 謙 一 君) 書 類 番 号 1 を ご 覧 い た だ き た い と 思 い ま す 。

諸 般 の 報 告

平 成 2 0 年 6 月 6 日

1 . 本 定 例 会 に 別 紙 配 布 の と お り 町 長 か ら 議 案 2 6 件 、 報 告 2 件 が 提 出 さ れ て い ま す 。

2 . 監 査 委 員 よ り 監 査 報 告 が 別 紙 の と お り あ り ま し た 。

3 . 本 定 例 会 に 説 明 の た め 、 町 長 ほ か 関 係 者 に 出 席 を 求 め ま し た 。

4 . 本 定 例 会 に お け る 一 般 通 告 質 問 者 は 、 朝 倉 謙 一 議 員 他 4 名 で あ り ま す 。

5 . 閉 会 中 に お け る 報 告 事 項 は 別 紙 の と お り で す 。

次 の ペ ー ジ か ら は 監 査 委 員 か ら の 定 例 監 査 、 例 月 出 納 検 査 報 告 書 で ご ざ い ま す の で 、 後 ほど ご 覧 を い た だ き た い と 思 い ま す 。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第2 会期決定 - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一 議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） それでは、報告いたします。

去る5月30日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成20年第2回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討しましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案1件、条例案5件、予算案9件、報告13件の、計28件であります。

3月定例会以降提出されました陳情等はございませんでした。

会期は本日より6月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。後ろから2枚目をめくっていただきたいと思います。

それでは、会期及び審議予定表のとおり発表させていただきますと思います。

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	6 月 6 日	金曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	6 月 7 日	土曜日		休会

第 3 日目	6 月 8 日	日曜日		休会
第 4 日目	6 月 9 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	6 月 1 0 日	火曜日	午前 1 0 時	苗畑跡地有効活用特別委員会
第 6 日目	6 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	6 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	6 月 1 4 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	6 月 1 5 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	6 月 1 6 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
6 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

6 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
6 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

特別委員会開催日程

苗畑跡地有効活用特別委員会

6 月 1 0 日	火曜日	午前 1 0 時	第三会議室
-----------	-----	----------	-------

全員協議会開催日程

6 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	大会議室
-----------	-----	----------	------

以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 1 6 日までの 1 1 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より6月16日までの11日間と決しました。

- - - 日程第3 会議録署名議員の指名 - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

5番 柳澤嘉勝議員

6番 土屋 実議員

を指名いたします。

- - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） あらためて、おはようございます。

議員の皆さまには、何かとお忙しい中にもかかわらず、平成20年第2回定例会にご出席をいただき、議会が開催できますことに心より感謝を申し上げます。

既に長野県内も梅雨入りをしましたけれども、最近の気象状況は、この時期には珍しい台風の接近、また、暑さ寒さが交互にやってくるなど、大変不安定な状況にあります。5月末には、県内で初めてという、佐久地方での光化学スモッグ注意報が出され、主に小諸市のものでしたが、御代田町役場にも問い合わせがありました。これが地球温暖化による気象への影響なのかわかりませんが、今年の台風9号による大きな災害が起きただけに、今年は災害が起きないことを願うばかりであります。

最近、地球温暖化と農業、食糧の問題が毎日のように報道され、国民的な関心が高まっています。ローマでは食糧サミットが開かれ、7月には地球温暖化問題で洞爺湖サミットが予定されています。この2つの問題は別々の問題ではなく、大きく関連した問題だと感じています。

現在、世界的規模での食糧不足と食糧の高騰が続いています。今年の3月以来、多くの途上国で食糧が足りない、食べていけないと、暴動まで起きています。世界中では、約9億人もの人々が毎日の食糧を確保することが困難な状況にあります。

また、WFP世界食糧計画は、世界の30カ国が深刻な情勢にあると警告していますが、この3年間で小麦の国際市場価格は3.3倍、大豆は2.5倍、トウモロコシは2.5倍になり、米の国際価格はわずか数カ月で2倍以上にもなっています。この原因として1つは、中国やインドなど新興国、途上国の経済発展による食糧需要の増大、2つ目として、世界的なバイオ燃料の原料としての穀物などの需要の増加、3番目として、地球規模の気候変動の影響、4番目として、穀物などが行き過ぎた投機マネーの対象にされて、価格を高騰させているということが、さまざまな専門家の共通した分析になっております。

今年発表された農業白書によりますと、日本への食糧の輸入が途絶えた場合の食事の内容の一例として、朝食はごはん1杯とぬか漬け、粉ふき芋、昼食は芋類と少しのくだもの、夕食はごはん1杯に焼き魚と焼き芋というような食事内容になるということが書かれていました。まさに戦争中を思わせるような内容であります。現在の日本人の食事と比較してみると、いかに輸入に頼っているかが、よくわかります。

世界では、食糧の争奪戦が激しくなっているもとの、日本では減反政策を進めて米の生産を制限している一方で、外国から年間77万トンもの米を輸入しているわけですから、国際的に見ても、きわめて逆行した農業政策だと言わざるを得ません。国会での道路特定財源の議論も、高速道路の建設の議論も、必要なことかとは思いますが、それよりも食糧は生命の源にかかわる問題であります。いま日本では、世界中での食糧と穀物の高騰の影響に加えて、原油価格の高騰に伴うガソリンなどの料金の大幅な値上げが進み、これが食料品などの値上げと連動していることから、国民生活が今後どうなっていくか、いっそう不安が広がっています。食糧自給率の向上にいま本気で取り組まなければ、日本の未来はないと言っても過言ではないと痛感しており、町としても国に対して強く求めていきたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、専決処分事項の報告11件、人事案1件、条例案5件、平成20年度一般会計と特別会計の補正予算案9件、土地開発公社事業の報告1件、繰越明許費計算書の報告で、合わせて28件の提案であります。

提案いたします議案の概要を申し上げます。

まず、専決処分事項の報告であります。町税条例及び国保税条例の改正につきましては、国の税法改正によるもので、3月の議会全員協議会で説明申し上げ、専

決処分することの了解を得てあるものでございます。

平成19年度一般会計補正予算、特別会計補正予算の専決処分につきましては、それぞれの町税、使用料、国・県補助金、負担金の確定、事業の完了に伴う事業費の確定によるものであります。

人事案につきましては、人権擁護委員の推薦について、議会の同意を求めるものであります。

条例案につきましては、新規の条例制定のみ概要を申し上げます。

御代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例については、国の行政オンライン化法施行に伴い、長野県電子自治体協議会を設置し、県と市町村共同による電子申請システムを構築し、19年10月より利用が開始され、当町でも20年からの利用に向け、条件整備をするものであります。

平成20年度一般会計補正予算の概要ですが、歳入につきましては、固定資産税で新幹線関連の償却資産の減免措置が終わることから、9,000万円の増加となります。

使用料では、管外保育の受託児童発生のため、237万4,000円の増加、国庫支出金で19年の農林施設災害復旧費を過年度収入としての受け入れで、1,300万円の増加です。

諸収入では、小田井区の放送設備のコミュニティ事業助成金250万円の増額で、今回の補正額1億855万3,000円になります。

歳出につきましては、御代田中央記念病院のMRIの整備に対する補助金3,000万円、小田井区の放送設備助成金250万円、農道工事費360万円、海洋センター町民広場フェンス工事費142万8,000円、町単独小災害復旧工事費530万円などが主で、今回の補正額7,688万8,000円になります。

この歳入歳出を予備費で調整して、補正額1億855万3,000円、歳入歳出予算総額49億3,181万6,000円となる予算案となります。

特別会計の補正予算の主なものでは、国民健康保険事業勘定特別会計では、退職者医療給付費の増加による補正、老人保健医療費特別会計では、高額医療費の増と返納金の計上、介護保険特別会計では、特定高齢者把握委託費の計上、御代田町公共下水道事業特別会計では、人件費の減少に伴う一般会計繰入金の減額補正、後期高齢者医療特別会計では、健診委託料と人間ドックの助成補助金の計上によるもの

であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。

細部につきましては、各担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます、平成20年度第2回御代田町議会定例会招集のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第35号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第5 議案第35号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） おはようございます。

それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成20年6月6日提出

御代田町長

でございます。

次のページ、専1号であります。

専決処分書であります、御代田町町税条例の一部を改正する条例についてこれにつきましては平成20年3月31日専決処分をさせていただきました。

この改正内容につきましては、3月の議会定例会の全員協議会の席で説明をさせていただいたところです。ですから、この場では改正の概要等については省略をさせていただきます、次のページからの条文の方で説明をさせていただきます。

それでは議案書の次のページをお開きいただきたいと思います。

御代田町町税条例の一部を改正する条例であります。(案)となっております、

大変申しわけありません、専決処分をさせていただき、既に施行させていただいておりますので、(案)を削除、訂正をお願いしたいと思います。申しわけありません。

また、改正内容が20数ページにわたり、多くありますので、地方税法等の改正に伴う字句の修正あるいは条項等の項ずれ、読み替え規定などにつきましては、説明を省略させていただき、主だった改正点について説明をさせていただきたいと思っております。

また、資料番号1で、新旧対照表をお配りしてありますけれども、これは後ほどご覧をいただくということで、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは条文の方で説明をさせていただきます。

まず、第1ページ、中ほどになりますけれども、31条第2項であります。

均等割の税率ということでありますけれども、広域法人関係税制の整備を行うもので、表の中の法人区分(1)1号であります。そこに「アからエを法整備に伴い加える」ということで、下の方、オでありますけれども、「資本金額1,000万円以下で従業員が50人以下の法人は年税率5万円とする」というものであります。

以下、次のページ、第2号以下、資本金と従業員数によりまして、税率を区分するものであります。いままでの1号法人を9号法人とし、2号法人を8号法人とする。以下、表区分の入れかえを行ったものでありまして、税率についてはいままでと同じであります。

続いて2ページの一番下、下から4行目になります。第34条の7であります。寄附金税額控除、これを1条加えるというものであります。控除対象寄附金の拡大と、地方公共団体に対する寄附金制度の見直しを行うというものでありまして、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、住民の福祉増進等に寄与する寄附金として、町が定めるものを追加し、現行の所得控除方式から税額控除方式に改め、控除対象の限度額を総所得金額等の現行25%から、30%に引き上げる。また、寄附金控除の適用の下限額であります。現行10万円を5,000円に引き下げるということでありまして、以下そのページ、3ページの第1号から12号に規定する都道府県あるいは市町村や、社会福祉法による日本赤十字社への寄附金等が該当するものであります。

続いて5ページの中ほどをお願いいたします。

第47条の2であります。公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収ということであります。平成21年10月から公的年金からの特別徴収制度を創設するということで、前年中に公的年金等の支払いを受けた者であって、国民年金法に基づくところの老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象になります。

それで対象の税額についてですが、公的年金等に係る所得に係るところの所得割額及び均等割額が対象となります。また、年金給付が2つ以上ある方については、1つの年金給付から徴収するという形のものでございます。

続いて6ページの中ほどになりますけれども、47条の3、47条の4、47条の5についてです。

まず特別徴収義務者ということで、それから年金所得にかかる仮特別徴収税額の納入の義務ということで、対象となる老齢年金等給付の支払いをする者、年金保険者と言いますけれども、が年金給付の支払いをする際、徴収した税額をその徴収した月の翌月の10日までに町へ納入する義務を負うという形の内容であります。

47条の5では、年金所得に係る仮特別徴収税額等ということで、前年の税額の2分の1に相当する額を4月から9月については仮徴収をし、10月から翌年3月においては仮徴収をした額を控除した残りの額を徴収するという形のものでございます。

続いて7ページ中段になりますけれども、47条の6であります。年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入ということで、特別徴収の方法によって、徴収されないこととなった場合の税額について、その後到来するそれぞれの納期またはその後到来する納期がない場合においては、直ちに普通徴収の方法によって徴収をするんだということであります。納入された税額が特別徴収または仮徴収の額を超える場合は、未納に係る徴収金がある場合において充当できるというような内容にもなっております。

続いて9ページの上段でありますけれども、附則7条の4であります。寄附金税額控除における特例控除額の特例というものを加えるものであります。都道府県または市町村に対する寄附金は、前段の34条の7の税額控除の適用に加え、寄附金が5,000円を超える場合、所得税の限界税率を控除して乗じて得た額の5分の

3に相当する金額を、町民税から税額控除をするというものであります。ただし、町民税の所得割の額の100分の10、1割に相当する額を限度とするというものでございます。

続いて次のページ、10ページをお願いいたします。

10ページ上から3行目からであります。附則の10条の2ということで、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、第6項に関連するわけですが、現在の家屋の居住の用に供する部分で、外壁ですとか窓など熱の損失を防止する一定の改修工事を行った場合、それを申告すれば翌年の固定資産税を3分の1に減額するという内容のものでございます。

続いて同じページ、10ページの下の方であります。附則16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例ということでございます。

この内容については、上場株式等の配当あるいは譲渡益に係る軽減税率が廃止されるというものでありまして、上場株式等の配当について、現在軽減税率、町民税で1.8%が適用されておりますが、これを3%に引き上げると。ただし、平成21年、22年の2年間においては、配当のうち100万円以下の部分については軽減税率を適用するという特例措置が設けられております。

同じく上場株式等の譲渡益の関係ですが、やはり現行軽減税率1.8%であるものを3%に引き上げるというものでございます。やはり平成21年から22年の2年間においては、譲渡益のうち500万円以下の部分については軽減の特例ということで、1.8%の軽減が適用されるという内容でございます。

続いて、少しとびます。16ページをお願いいたします。

上の段です。別表であります。第34条の7関係ですけれども、寄附金の控除の対象寄附金の区分、それから控除対象をしようという形で加えるものでございます。

同じページ、下の方になります。附則であります。この改正条例の附則でございますけれども、第1条として、施行期日であります。この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条の規定中、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということになります。

以下、第1号から第5号及び第2項、第3項の改正規定は、それぞれ定める日から施行するということになります。

なお、次のページ、中段ちょっと下ですけれども、第2項のところ、平成20年法律第 号の、号数が空欄になっておりますけれども、この関係、この5月30日に法律が公布されたということで通知がありましたので、空欄のところは49、49号ということでありますので、書き入れていただきたいと思います。

それから同じくその下、17ページの下であります、第2条、個人町民税に関する経過措置ということで、別段の定めがあるものを除き、新条例の個人の町民税に関する部分は、平成20年度以降について適用し、19年度分までは従前の例によるということでありまして、以下第5条までありますけれども、法人町民税、固定資産税、都市計画税に関する経過措置ということであります。

以上、専決処分をさせていただいた御代田町町税条例の一部改正の内容について説明、報告をさせていただきました。ご承認いただけますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

暫時休憩といたします。

（午前10時28分）

（マイク不調により休憩）

（午前10時34分）

○議長（内堀千恵子君） 引き続き会議を続行いたします。

市村議員、どうぞ。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

1点ちょっとお聞きいたします。

先ほど、税務課長の方から説明がありましたページ5ですけれども、公的年金等に係わる所得に係わる個人のその町民税の特別徴収という形で書いてあるから、なかなか理解あれなんですけど、年金天引きが、町民税がこれから65歳以上の方から年金天引きされるという内容だと思うんですけれども、この点についてなんです、この下のところに（2）のところに、年額が18万円未満である人、それから

介護保険などの、もう既に年金天引きされている人がその特別徴収対象被保険者でないというか、だから年金天引きじゃない人は天引きされないけど、という理解でよろしいのか。だから、金額が幾らかからの方がその町県民税が年金天引きされるのか、また、これが先ほどはもう公布はもうこの後すぐということでしたけど、これはもう即年金天引きということであるのか、実施はいつなのか、その2点、お願いします。

○議長（内堀千恵子君） 清水税務課長。

○税務課長（清水成信君） それでは、市村議員からの質問にお答えをしたいと思います。

条文だけでは理解しにくいので、制度全体についての概要をご説明させていただいて、説明させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、制度導入の趣旨でございます。納税者の手間あるいは軽減便宜を図るということで、現在、町民税においては普通徴収の場合、年4回の納付という形になっております。それから年金の支給月は奇数月で、住民税の方は、6、8、10、12の偶数月というようなことで、納付月が異なっている関係で、納税する皆さんはほぼ毎月窓口、銀行等へ出向かなければならないというようなことが1点挙げられます。それから市町村業務の省力化あるいは徴収の効率化という部分もありまして、公的年金のこのデータについては、社会保険庁等から市町村へ公的年金の支払い報告書、紙ベースで現在提出されておりますけれども、この改正後においては、電子データ化をするという計画になっているところであります。

市町村のデータの入力が必要となる、あるいは事務処理の経費の節減また個人情報の漏洩の問題も解消されるというような部分から、制度が導入されたという経過がございます。

内容、概要でありますけれども、基本的には先ほど市村議員もおっしゃりましたが、公的年金から特別徴収を行っている介護保険あるいは後期高齢者医療制度と同様の仕組みになっているということでありまして。対象者であります。個人住民税の納税義務者のうち、65歳以上の公的年金等受給者が対象となるということでありまして。年金の年額18万円未満の者あるいは特別徴収税額が年金額を超える者については、除かれるということでありまして。

具体的に、御代田町でどのくらいの方が対象になるかということ、まだこれからのことですが、おおむね2割くらいの方が対象になるのではないかなということ

で、いま想定をしているところです。

単純に18万円未満と言ってもわかりにくいんですが、年金受給者の単身の方でおおむね148万円以上年金をもらっている方が、町民税の課税の対象になり、この対象になるのではないかなというところで、現在、実際の事務的なことはこれからですので、詳しくはまだわかりませんが、そういったような数字でちょっと把握をさせていただいているところです。

それから、徴収をする税額と、それから徴収の方法についてですけれども、公的年金等に係わる所得割額、それから均等割額を、年金の支給月、年6回ありますけれども、その支給月に特別徴収をするということで、先ほど条文の中でもちょっと申し上げましたが、前年の町民税の2分の1を4月・6月・8月には仮徴収という形で集めさせていただいて、10月・12月・2月について本徴収ということで、その残額について精算というような形になるかと思いますが、納付をしていただくというような形になります。

それから公的年金以外の所得がある場合、給与所得は別途特別徴収をし、その他の所得等については従来どおり普通徴収の方法で徴収をすると。また、本人が希望する場合には、その他所得に係わる所得割の部分についても公的年金に係わる所得割に加えて特別徴収できるというような内容になっております。

対象となる年金については、老齢基礎年金ということで、介護保険等と異なりまして、遺族年金あるいは障害者年金等は対象外となっております。

それから事務处理的な部分ですが、市町村が課税額を決定するわけですが、年金保険者である社会保険庁等が特別徴収を行い、市町村との対象者の情報等やり取りについては、いまの段階では必ず経由機関、間に地方税電子化協議会というようなものを予定しておりますけれども、そこを通じてデータのやり取りをするというようなことで、これから進めていくと思います。

それから実施時期についてですけれども、平成21年4月からこの内容については施行され、実際に来年の10月支給分から特別徴収をさせていただくという予定になっております。

あと、この改正について、まだ時間はありますけれども、周知をしていかなければいけないという中で、制度導入にあたって事前の広報、非常に大事だということで、対象者の方一人ひとりに丁寧な説明を行っていく必要は十分あると思っている

ところです。ポイントとなるところですが、来年の確定申告のとき、それから6月の特別徴収対象者への通知のとき、それから実際に10月の特別徴収が開始されるその時期、この時期がタイミングを逃さないで周知を図っていきたいというふうに考えています。具体的には町の広報『やまゆり』あるいはホームページ、リーフレット等の作成をした中で、いろいろな媒体を活用して、周知を図っていく予定であります。また、総務省の方でも、政府の広報誌等で広報活動をする予定というように聞いています。

概要を申し上げました。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま、周知徹底の方も詳しく報告していただきましたので、是非その方向で進めていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第35号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第6 議案第36号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第6 議案第36号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第36号 専決処分事項の報告についてであります。

これにつきましては、御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。先の税条例同様に、資料の訂正をお願いしたい箇所がございますので、よろしく願いをいたします。

1ページおめくりいただきまして、改正条文の「御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」となっておりますが、既に施行されておりますので、(案)を削除、訂正をお願いいたします。

それでは説明を申し上げます。

これにつきましては、健康保険法の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)による改正に伴いまして、御代田町における国民健康保険税、後期高齢者医療制度創設に係る整備を行うため、御代田町国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

改正の概要といたしましては、1点目として、賦課区分に新たに後期高齢者支援分を設けます。このことにより、医療分の税率が変更になり、後期高齢者支援分の税率を新たに設けます。トータルの税率では変更はございません。

2点目といたしまして、賦課限度額を変更し、医療費分を47万円、後期高齢者支援分を12万円といたします。これにより、従来の限度額56万円から、トータルの限度額で59万円と、3万円の引き上げになります。

3点目、社会保険の被保険者が後期高齢者に移行したことに伴い、国保に加入することになる被扶養者に対する減免措置を設けます。これにつきましては、夫婦のどちらかが75歳以上で、夫婦のうち75歳以上の被保険者が後期高齢者に移行する、それで配偶者というか、被扶養者に関しては、75歳に満たない場合には国保へ入ってきます。これに対する減免措置を設けているということでもあります。

それから、4点目といたしまして、国保加入者が後期高齢者に移行したことに伴い、国保単身世帯となる高齢者への軽減措置を設けています。これも国保に加入していたんですけども、ご主人の方は75歳以上、それから奥様の方は75歳に満たないケースの場合には、単身世帯というような形になりますので、これへの軽減措置

でございます。

それでは改正条文の1ページをお願いいたします。

改正の内容についてご説明いたしますけれども、第2条の中ではこれは課税額についてうたっておりまして、第1項では先ほど説明しました後期高齢者支援金等の課税額について追加されておりまして、第2項の方では限度額の変更について56万円を47万円に改める旨、それから新たに第3項が追加されまして、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円にする旨がうたわれております。

第3条では、所得割額についてうたっており、税率を100分の7.5を100分の5.7に改める旨を、第4条では資産割についてうたっており、税率を100分の24を100分の14に改める旨を、第5条第1項では均等割額についてうたっており、税率を2万6,000円を2万1,000円に改める旨、第2項では平等割についてうたっており、税率を国保加入者が後期高齢者に移行したことに伴い、国保の単身世帯となった世帯を特定世帯として、平等割額を1万1,000円にする旨等をそれぞれうたっております。

1ページの最下段から3ページにかけての第21条では、税の軽減についてうたっております。限度額で医療費分を47万円に、後期高齢者支援分を12万円とする旨、それから特定世帯の平等割につきましては、区分ごとに7,700円、1,750円、5,500円、1,250円、2,200円、500円、として、特定世帯以外のそれぞれの2分の1とする軽減措置をうたっております。

中段以降は条番号等の整備であります。

4ページをお願いいたします。

4ページで6条7条を新たに加えまして、後期高齢者の税率をうたっております。

中段からの25条を27条とし、第1項第2号の次に第3号を加える件では、社会保険の被保険者が後期高齢者に移行したことに伴い、国保に加入することになる旧被扶養者に対する減免措置を規定しております。

4ページの最下段から6ページにかけましては、ただいま説明をいたしました内容を整えるために、用語や字句の追加及び条・項・号の番号を整えるための改正であります。

以上、主な改正部分についてご説明を申し上げます。よろしくご承認いただき

まずようお願いをいたします。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第36号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第7 議案第37号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第7 議案第37号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。

議案第37号 専決処分事項の報告について、ご説明をいたします。

この専決処分につきましては、平成19年度御代田町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

専決理由につきましては、先ほど町長の方から説明がありましたけれども、歳入

につきましては、各種補助金、それから交付金、地方交付税等の確定によるものでございます。歳出につきましては、補助金等の確定、それから事業の確定によるものが主なものでございます。20年3月31日に専決をさせていただきました。

それでは予算の内容について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度御代田町の一般会計補正予算(第7号)は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正(第1条)既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出予算それぞれ426万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ51億9,658万5,000円とする。

地方債の補正(第2条)地方債の変更は、第2表地方債補正による。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。主なものについてご説明をいたします。

款1、町税。項1、町民税。補正額2,200万円。これはシチズンマシナリーほか、法人町民税の増でございます。

それから項2、固定資産税、1,600万円。これは徴収率が当初予算より増えたということでございます。

次の款2 地方譲与税、それから3 利子割交付金、それから4の配当割交付金、それから5の株式等譲渡所得割交付金、それから6の地方消費税交付金、7のゴルフ場利用税交付金、それから8の自動車取得税交付金につきましては、譲与税、それから交付金の確定によるものでございます。

款10、地方交付税。次のページをお願いいたします。

項1、地方交付税。補正額8,657万9,000円です。これにつきましては、特別交付税の増額でございます。当初予算で5,000万円見ておりましたけれども、本年度より『頑張れ地方応援プログラム』で3,000万円、それから災害がございました。これらの要因によりまして、特別交付税が伸びたということでございます。

款11、交通安全対策特別交付金。項1、同じでございます。これは交付金の額の確定によるものでございます。

款12、分担金及び負担金。それから款13、使用料及び手数料。これにつま

しても、負担金それから使用料、手数料等の確定によるものでございます。

それから款 14、国庫支出金。それから款 15、県支出金。これにつきましても国県等の負担金、それから補助金、委託金等の確定によるものでございます。

款 16、財産収入。これも財産運用収入等の確定によるものでございます。

款 18、繰入金。項 1、特別会計繰入金。補正額で 132 万 8,000 円です。

それから項 2、基金の繰入金。補正額で 1 億 1,400 万円の減額です。これにつきましては、若干説明を加えさせていただきます。

当初予算で財政調整基金 1,400 万円、それから減債基金が 1 億 5,000 万円、それから公共下水道基金が 3,000 万円、それから総合文化会館基金が 2,000 万円、これを繰り入れるということでもございましたけれども、減債基金につきまして当初でいま 1 億 5,000 万円とご説明いたしましたけれども、今回これを 5,000 万円を取るということで、トータルで財政調整基金以外のものを落としていきまして、マイナスで 1 億 1,400 万円の減額ということでもございます。

続きまして款 20、諸収入。これにつきましても確定したものでございます。

それから、款 21、町債。項 1、町債。これにつきましても起債の確定したものでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして歳出です。これにつきましても主なものについてご説明をさせていただきます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費から徴税费、それから戸籍住民基本台帳費、統計調査費。これにつきましては、事業費の確定による減額等でもございます。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費。これにつきましては、補正額で 5,062 万 2,000 円の減額であります。この主な理由ですけれども、介護保険特別会計繰出金に 2,530 万 5,000 円の減額等でもございます。そのほか事業の確定でもございます。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。299 万 2,000 円の減額でもございます。これにつきましては、個別排水処理への繰出金の 135 万 9,000 円の減額等によるものでございます。

款 4、農林水産費。項 1、農業費。それから項 2、林業費。これも事業の確定に

よる減額でございます。

項3の農地費。570万4,000円。これは主な内容といたしましては、地籍調査委託費230万円等の減額でございます。

款7、商工費。項1、商工費。これにつきましても事業の確定による減額でございます。

款8、土木費。項1、土木管理費。補正額で475万7,000円の減額でございます。主な理由といたしまして、県道負担金300万円の減等でございます。

続きまして項4、都市計画費。補正額で2,521万6,000円の減額です。これにつきましては下水道の特別会計の繰出金の減額でございます。

款9、消防費。項1、消防費。補正額で378万5,000円の減額でございます。主な理由ですけれども、団員の退職報償金の減額が約100万円ほど減額になっております。

款10、教育費。項1、2、3の教育総務費、小学校費、中学校費。それから5の保健体育費がありまして、1、2、3については補正額がございません。5の保健体育費につきましては、事業の確定によるものでございます。

款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。補正額で1,270万円、それから項2、公共土木施設災害復旧費。補正額で764万円の減額でございます。

款14、予備費。歳入歳出を予備費1億1,941万9,000円で調整をさせていただきまして、予備費が2億5,882万1,000円となります。

それで歳出歳入の合計といたしまして、補正前の額で52億85万円。補正額で426万5,000円の減額、総額で51億9,658万5,000円となります。

次のページをお願いいたします。

第2表地方債補正。変更でございます。

起債の目的、公共土木施設等災害復旧事業債。補正前の額で2,310万円。補正後の額で2,330万円です。起債の方法、利率、それから償還方法については、記載のとおりでございます。

農地農林施設災害復旧事業債。補正前の額で2,930万円、補正後の額で700万円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

（午前 11 時 01 分）

（休 憩）

（午前 11 時 14 分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（3 番 武井 武君 登壇）

○3 番（武井 武君） 3 番、武井であります。

町長に 1 点だけお聞きをいたします。

町長、議員の当時におきましては、基金積立あるいは繰越金等々について、住民のために有意義に使うべきであるという質疑を、議員当時にやっておりました。その考え方についてであります。

今回の専決補正によりますと、予備費に 1 億 1,900 万円増額をしました。3 月 31 日の補正であります。もうこの予算は使えない予算であります。そのお考えがあるとすれば、私とすれば、当然これは有意義に使うべきであると思ひまして、これから始まる交付金事業、あるいは各事業等のために基金積立あるいは特目、中学校建て替え事業等への特目等へ積み立てるのが有効な利用方法だと考えますが、町長のご見解をお聞きします。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 武井議員ご指摘の、その基金の問題でありますけれども、本来的にはその年の予算はその年に運用するというのが当然のことです。今回の場合、御代田町としては、平成 20 年度の予算が、平成 21 年度から始まる中学校の建て替え、また、まちづくり交付金事業という大きな事業を控えているということから、このような形で積立をさせていただいて、そうした事業に充てていくという考え方でありまして、財政調整基金を積み立てるといふのは、比較的柔軟な使用方法といえますが、そういうことからそうした形での積立というふうにして

いただきました。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） 積立じゃないんですよ。ただ予備費へ1億1,900万円残しただけなんですよ、今回の専決は。ですから3月31日で専決をしておきながら、当年度予算、20年度では繰越金で、1億円は繰越金で当然組んでありますから、1億円は予備費なり何なり繰越で残してもいいんですよ。ですけれども、あえてわざわざ補正前の額で1億3,900万円もあるのに、なぜここで1億1,900万円も予備費へ入れなければならないか。町長のいまお考えのとおり、財政調整基金なりあるいは中学校積立基金の方へ積み立てる方がよろしいじゃございませんか、町長のご見解をお聞きしたい、こういうことなんですよ。

○議長（内堀千恵子君） 内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 予備費がこれだけ多いということで基金に積み立てるべきではないかと。おっしゃっているとおりであると思います。

それで、ちょっと私ども、決算の状況を見ておりまして、ある程度の数字は出てきました。それでいわゆる地方財政法の中で、決算をして、決算をした中で、いわゆる半分以上については積立をなさいよということになっております。そういう形の中で、今回、決算をやった結果を見まして、それでいわゆる決算積立の方で積立をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第37号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第8 議案第38号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第8 議案第38号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。

議案第38号 専決処分事項の報告についてでございます。

10ページをご覧いただきたいと思います。

平成19年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について、20年3月31日専決しましたので、報告いたします。

本来でありますと、住宅新築資金特別会計は、貸付金の元利収入によります公債費の返還でありますから、専決というのではないわけでございますが、今年3月上旬に2名の方から繰上償還があったため、3月補正には間に合わなかったということから、専決をするものでございます。

では予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成19年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正(第1条)既定の歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。3月31日専決でございます。

2ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額より175万7,000円減額い

たしまして、700万1,000円でございます。

款3、諸収入。項1、貸付金元利収入。既定額に175万7,000円補正増額
しまして、1,216万6,000円でございます。

歳入合計、繰出、繰入、相殺しまして0でございます。

次に3ページをご覧くださいと思います。

公債費でございますが、財源変更で補正額は0でございます。

以上であります。よろしくご承認されますよう、お願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第38号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認する
ことに決しました。

- - - 日程第9 議案第39号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第9 議案第39号 専決処分事項の報告についてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の11ページをお願いいたします。

議案第39号 専決処分事項の報告についてであります。

これにつきましては、平成19年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）についてであります。

補正の概要は、国保税、国庫・県費交付金、補助金、一般会計繰入金等の歳入額、それから保険給付費等の歳出額の確定によりまして、減額補正を行うものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ3,634万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ13億7,777万円とするものであります。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございますけれども、款1、国民健康保険税。項1、同じでございます。既定額に1,422万6,000円を増額補正するものであります。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から183万9,000円を減額。項2、国庫補助金。既定額から795万6,000円を減額するものであります。

款4、県支出金。項1、県負担金。既定額から15万6,000円を減額。項2、県補助金。890万5,000円を増額補正するものであります。

款5、療養給付費交付金。項1、同じでございます。既定額から909万9,000円を減額するものであります。

款6、共同事業交付金。項1、同じでございます。既定額から598万9,000円を減額するものであります。

款7、財産収入。項1、財産運用収入であります。既定額に28万3,000円を増額するものであります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から186万1,000円を減額するものであります。

項2、基金繰入金。既定額から3,200万円を減額するものであります。

款10、諸収入。項2の雑入であります。既定額から30万3,000円を減額。

項 3、貸付金元利収入。既定額から 5 6 万円を減額するものであります。

1 0 ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、補正前の額が 1 4 億 1 , 4 1 1 万 9 , 0 0 0 円から、今回の補正、3 , 6 3 4 万 9 , 0 0 0 円を減額し、1 3 億 7 , 7 7 7 万円とするものであります。

続いて 4 ページをお願いいたします。

歳出であります。款 1 の総務費。項 1 の総務管理費。既定額から 1 6 万 4 , 0 0 0 円を減額するものです。

項 2、徴税费。既定額から 6 5 万 1 , 0 0 0 円を減額するものです。

項 3、運営協議会費。既定額から 6 万円を減額するものです。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費。既定額から 1 , 6 8 6 万 5 , 0 0 0 円を減額するものであります。

項 2、高額療養費。既定額から 9 5 6 万 4 , 0 0 0 円を減額。

項 3、出産育児一時金。既定額から 2 1 0 万円を減額するものです。

項 4、葬祭諸費。既定額から 4 万円の減額であります。

款 3、老人保健拠出金。老人保健拠出金については、これ財源変更でございますので、補正額は 0 であります。

介護納付金につきましても同様でございます。

款 5、共同事業拠出金。項 1、同じでございます。既定額から 6 2 6 万 6 , 0 0 0 円の減額。

款 6、保険事業。項 1、同じでございます。既定額から 1 6 5 万 2 , 0 0 0 円を減額するものであります。

款 8、公債費。項 1、公債費でございます。既定額から 6 万円を減額するというものであります。

款 1 0、予備費であります。次のページをお願いいたします。

項 1、予備費。同じでございます。既定額に 1 0 7 万 3 , 0 0 0 円を増額補正いたしまして、歳出合計が、補正前の額で 1 4 億 1 , 4 1 1 万 9 , 0 0 0 円。補正額、今回 3 , 6 3 4 万 9 , 0 0 0 円を減額いたしまして、1 3 億 7 , 7 7 7 万円とするものであります。

以上であります。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第39号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第10 議案第40号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第10 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の報告についてであります。

これにつきましては、平成19年度老人保健医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正の概要は、支払基金、国庫・県費交付金、補助金等の歳入額、医療諸費等の歳出額の確定に伴い、減額補正を行うものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ682万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億3,446万6,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入であります。款1、支払基金交付金。項1、同じでございます。既定額に286万9,000円を増額補正するものであります。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から145万6,000円を減額するものであります。

款3、県支出金。項1、県負担金。既定額から275万円を減額するものであります。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から548万9,000円を減額するものであります。

款6、諸収入。項2、雑入。既定額から3,000円を減額するものであります。

歳入合計、補正前の額は9億4,129万5,000円から682万9,000円を減額補正いたしまして、9億3,446万6,000円ということになります。

3ページをお願いいたします。

歳出であります。款1、総務費。項1、総務管理費。既定額から16万9,000円の減額であります。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。既定額から661万円の減額であります。

項2、繰出金につきましては、財源変更で補正額は0であります。

款4、予備費。項1、予備費も同様で、補正額0でございます。

歳出合計でございますが、補正前の額、9億4,129万5,000円。補正額が682万9,000円の減で、9億3,446万6,000円とするものであります。

以上であります。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第40号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第11 議案第41号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第11 議案第41号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の15ページをお願いいたします。

議案第41号 専決処分事項の報告についてであります。これにつきましては、平成19年度介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)についてであります。

歳入では、保険料、負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金などが、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費等々が確定したことにより、減額補正をお願いするものでございますけれども、補正額が8,000万円余と、膨大なものとなってしまいました。保険給付費についての見積りが過大であったと思えます。今後、このようなことのないように、気をつけてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ8,081万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、

歳出、それぞれ 8 億 4 , 8 1 9 万 1 , 0 0 0 円とするものであります。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入であります。

款 1、保険料。項 1、介護保険料。既定額に 2 1 1 万 6 , 0 0 0 円を増額補正するものであります。

款 2、分担金及び負担金。項 1、負担金。既定額から 2 8 万 3 , 0 0 0 円を減額補正するものであります。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金。既定額から 1 , 4 6 3 万 8 , 0 0 0 円を減額。

項 2、国庫補助金。既定額から 5 5 0 万 6 , 0 0 0 円を減額。

款 5、支払基金交付金。項 1、同じでございます、既定額から 2 , 6 3 1 万 2 , 0 0 0 円を減額。

款 6、県支出金。項 1、県負担金。既定額から 8 8 0 万円の減額。

項 2、財政安定化基金支出金。既定額から 2 , 0 0 0 円の減額。

項 3、県補助金。既定額から 5 3 万 6 , 0 0 0 円の減額。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額から 2 , 5 0 3 万 8 , 0 0 0 円の減額。

款 1 0、諸収入。項 1、延滞金。既定額に 5 万円の増額。

項 2、サービス収入。既定額から 1 5 9 万 5 , 0 0 0 円の減額。

3 の雑入。既定額から 2 , 0 0 0 円の減額。

歳入合計といたしまして、補正前の額が 9 億 2 , 9 0 0 万 7 , 0 0 0 円から 8 , 0 8 1 万 6 , 0 0 0 円を減額いたしまして、8 億 4 , 8 1 9 万 1 , 0 0 0 円となります。

次ページをお願いいたします。

歳出であります、款 1、総務費。項 1、同じであります。既定額から 1 2 4 万 6 , 0 0 0 円を減額。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費。既定額から 7 , 6 1 0 万 9 , 0 0 0 円の減額。

款 4、地域支援事業費。項 1、介護予防事業費。既定額から 2 8 9 万 8 , 0 0 0 円の減額。

款 5、基金積立金。項 1、基金積立金。1,000 円の減額であります。

款 6、諸支出金。項 2、繰出金。既定額から 132 万 7,000 円の減額。

款 7、公債費。項 1、同じでございます、既定額から 10 万円の減額。

款 8、予備費。項 1、同じでございます、185 万 4,000 円を増額補正。

歳出合計、補正前の額で 9 億 2,900 万 7,000 円から 8,081 万 6,000 円を減額し、8 億 4,819 万 1,000 円とするものです。

以上でございますが、よろしくご承認のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（ 7 番 市村千恵子君 登壇 ）

○ 7 番（市村千恵子君） 議席番号 7 番、市村千恵子です。

1 点お聞きしたいと思います。

いま、給付費が大幅に減になっているのは、過大見積りだったというお話でありましたけれども、この 18、19 年、2 年が経過した中で、介護保険の 3 期が終わるわけですが、来年、その新たな料金改定の時期に入るわけですが、2 年経過した中での今後の見通しについて、お願いします。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

先ほど見積りが過大であったという状況の話も含めまして、介護保険給付は制度が導入されました平成 12 年度以降、右肩上がりで推移をしてきておりますけれども、介護給付費の介護給付適正化事業の導入や、地域包括支援センターを直営するなどの給付費の抑制策を講じてきたことにより、平成 18 年度は 17 年度と横並びになりました。平成 19 年度ではようやく前年対比で 99.5%と、100%を割って減少に転じております。減少したといっても、額にしては 311 万円余であります。

ご質問の、今後の見通しについてでございますけれども、高齢者人口の増加に伴い、認定者数が増加するものと見込まれ、それに伴う給付費の自然増の推移は見込まれますが、抑制策の浸透により、突出した給付費増にはつながらないというふう

に考えております。ですから、4期、21年からの4期に向けても、介護保険料の大きな改定は必要ないのではないかというふうに考えています。ただし、団塊の世代が給付対象者となってまいります第5期については、現段階で見通すことは非常に無理があるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第41号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第12 議案第42号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第12 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の17ページ、18ページをお開き願いたいと思います。

議案第42号 専決処分事項の報告について

18ページをご覧いただきたいと思います。

平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について

平成20年3月31日専決しましたので、報告をいたします。

では、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ78万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,097万7,000円とする。

2ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額より68万4,000円の減額でございます。これは使用水量の減に伴うものでございます。

それから款2、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額より10万5,000円減額するものでございます。これは新規加入金等でありまして、事業の確定による減でございます。

次に3ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございますが、款1、経営管理費。項2、施設管理費。これは財源変更でございます。

それから款5、予備費。項1、予備費でございます。既定額より78万9,000円の減額でございます。これは歳入歳出の調整でございます。

以上であります。よろしくご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第42号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第13 議案第43号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第13 議案第43号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の19ページ、20ページをお開き願いたいと思います。

議案第43号 専決処分事項の報告について

20ページをご覧くださいと思います。

平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について

20年3月31日専決しましたので報告いたします。

では予算書の1ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1,237万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億6,191万4,000円とする。

地方債の補正。既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に2,966万4,000円補正増額でございます。これは一括納入者の増によるものでございます。

それから款2、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額に711万7,000円増額をするものでございます。これは有収水量の増によるものでございます。

それから項 2、手数料。既定額より 2,000 円の減額でございます。これは督促手数料でありまして、確定によるものでございます。

それから款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額より 2,521 万 6,000 円減額するものでございます。事業確定によりまして、一般会計からの繰入を減じたものでございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金及び過料。既定額に 34 万 9,000 円増額するものでございます。これは延滞金でございます。

項 2、雑入。既定額より 14 万 1,000 円減額するものでございます。工事金抜き設計手数料でありまして、確定によるものでございます。

款 7、町債。項 1、町債。既定額に 60 万円増額するものでございます。これは事業確定による町債の増でございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

次に 3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。既定額より 1,101 万 4,000 円減額するものでございます。これは入札差金等不用額による減額でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。既定額より 79 万 9,000 円減額するものでございます。これは一時借入金等不用額によるものでございます。

款 3、予備費。項 1、予備費。既定額に 2,418 万 4,000 円増額するものでございます。事業費確定による収支調整に伴うものでございます。

以上であります。よろしくご承認されますようお願いいたします。

済みません、4 ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。公共下水道事業補正前 2 億 160 万円でございます。補正後 2 億 220 万円、起債の方法、利率、償還方法等は同じでございます。

ほか、資本費平準化債につきましては変更ございません。合計 2 億 3,560 万円の補正前に対しまして、補正後 2 億 3,620 万円でございます。

以上でございます。失礼しました。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第43号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第14 議案第44号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第14 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の21ページ、22ページをお開き願いたいと思います。

議案第44号 専決処分事項の報告について

22ページをご覧いただきたいと思います。

平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、平成20年3月31日専決しましたので、ご報告をいたします。

では予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ194万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ3,066万6,000円とする。

2 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。既定額より 4 3 万円の減額をするものでございます。これは有収水量の減によるものでございます。

款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額より 1 4 8 万 6 , 0 0 0 円減額するものでございます。事業確定によりまして、一般会計からの繰入金を減じたものでございます。

款 4、分担金及び負担金。項 1、負担金。既定額より 3 万 3 , 0 0 0 円の減額でございまして。これは工事に対する地元負担金でありまして、事業確定によるものでございます。

款 5、諸収入。項 1、雑入。既定額より 1 , 0 0 0 円の減額でございまして。これは事業確定によるものでございます。

項 2、延滞金及び過料。既定額に 2 , 0 0 0 円の増額でございまして。これは延滞金の増でございまして。

次に 3 ページをお願いいたします。

歳出でございまして。款 1、農林水産業費。項 1、農地費。既定額より 1 4 2 万円の減額をするものでございまして。これは汚泥運搬料の削減等による不用額の減でございまして。

款 3、予備費。項 1、予備費。既定額より 5 2 万 8 , 0 0 0 円減額するものでございまして。これは不用額として減じたものであります。

以上であります。よろしくご承認されますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

柳澤議員。

（聴取不能）

○議長（内堀千恵子君） 何ページでしょうか。

○8 番（柳澤 治君） 2 ページ……。

○議長（内堀千恵子君） はい、課長。

○建設課長（笠井吉一君） これはこの項のところに使用料だけではなくて、もう 1 つ手

数料等 1,000 円というようなものがございまして、こちらの上の段にはその合計額が入っているということでございまして。項 2 がここにはうたってございませんが、存在するということでございます。

○議長（内堀千恵子君） よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 44 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 44 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

昼食のため、休憩いたします。

午後は 1 時 30 分より再開いたします。

（午後 12 時 00 分）

（休 憩）

（午後 1 時 30 分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

理事者側で、中山副町長、公務出張のため、欠席する旨の届出がありました。

- - - 日程第 15 議案第 45 号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 15 議案第 45 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の23ページ、24ページをお開き願いたいと思います。

議案第45号 専決処分事項の報告について

24ページをご覧ください。

平成19年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、平成20年3月31日専決しましたので、ご報告いたします。

では予算書の1ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ134万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,017万6,000円とする。

2ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額より10万4,000円減額するものでございます。これは有収水量の減によるものでございます。

款3、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額より135万9,000円減額するものでございます。事業確定によりまして、一般会計からの繰入を減じるものでございます。

款4、繰越金。項1、繰越金。既定額に11万7,000円増額するものでございます。これは前年度よりの繰越金でございます。

次に3ページをお願いします。

歳出でございます。款1、衛生費。項1、清掃費。既定額より94万5,000円減額するものでございます。これは保守点検費等の減額によるものでございます。

款3、予備費。項1、予備費。既定額より40万1,000円減額するものでございます。これは不用額として0としたものでございます。

以上であります。よろしくご承認されますようお願い申し上げます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第16 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについて - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第16 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の25ページをお願いいたします。

議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の市村節雄氏は、平成20年9月30日をもって任期満了となります。

人権擁護委員の推薦規準に『再任の場合は75歳未満の者』とあり、市村節雄氏は76歳になります。本人から任期満了に伴い辞任したい旨、申し出がありました。については、桜井雄一氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいというものであります。

なお、推薦にあたっては、人権擁護委員法第6条第3項により、町長が議会の意見を聞き、推薦することとなっておりますので、議会の同意を求めるものであります。

桜井雄一氏は、栄町区在住で、長年、小学校の教諭として児童に人権の尊重を指導されてきておりまして、平成14年4月から2年間、御代田北小学校長、平成16年4月から3年間、町教育長として、児童から大人まで、人権尊重の地域づくりを推進してこられております。

以上であります。よろしく同意をいただけるようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第17 議案第47号 御代田町行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する条例を制定する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第17 議案第47号 御代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第47号 御代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定する条例案について、ご説明いたします。

裏面をご覧くださいと思います。

この条例につきましては、第1条の目的から第9条の委任までで構成されています。この条例ができるまでの経過と、今後の活用についてご説明いたします。

まず、国の情報戦略としまして、平成13年1月にイージャパン戦略を、平成15年7月にイージャパン戦略2を定め、情報基盤の確立と機器の普及に力点を置き、情報革命が進められてきました。そして18年1月に情報新改革戦略を定め、この戦略を情報革命の完成を目指す第2ステージと位置づけ、利用者、生活者の視点に立ち、情報化による恩恵を国民が享受することの重要性などの観点に基づく方策がうたわれ、現在、全国的に政策が進められております。

平成18年の重点施策の目標の1つに、2010年までに国・地方公共団体の電子申請等のオンライン利用率の50%以上の達成が盛り込まれており、目標達成に向けた体制整備の促進を実際に求めています。

このような流れの中、長野県においても、平成15年3月に長野県電子自治体協議会を設立し、県及び市町村共同による電子申請システムの構築運営について検討を開始いたしました。そして、18年度第1回電子自治体協議会総会において、電子申請・届出システム基本計画の承認が得られ、10月には電子申請届出運営委員会も、参加団体77団体、内訳としまして70市町村6広域連合により組織されました。その後、平成19年3月に共同開発によりシステムの構築が開始され、同年4月から、県により一部のシステムの試行が開始されました。平成19年10月には、運営委員会構成団体のうち55団体がシステムを利用した電子申請届出業務を開始いたしました。当町を含む残り22団体については、平成20年度以降、随時開始していく予定でございます。

当町においては、昨年、システムの入替えの関係から、電子申請・届出の開始を平成20年度と予定しており、実施に向けて今回条例等の整備を今議会に諮るものでございます。

条例制定が必要な理由ですが、条例等で各種行政手続の方法が定められていますが、書面により手続を行うよう定めてあったとしても、行政手続オンライン化条例を制定することにより、書面による手続等をインターネットを利用した方法でも行えるようにするため、法整備を行うものでございます。

また、将来にわたり、住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けた電子自治体の構築を、当町においても積極的に進めていく必要があり、申請・届出以外の要請手続においても、インターネットなどの情報通信手段を利用して行うことができるようにするためのものでございます。

この条例制定によって行える業務についてでございますが、現行の条例等で申請等を書面で行うことと規定されている次のような手続が、書面による方法に加えてインターネットを利用して行うことができるようになります。

1つとして、住民等が町に対して行う申請や届出等。

町が特定したものに対して行う許可や公布等。

19年度開始した近隣市町村では、佐久市、軽井沢町、佐久穂町があります。申請内容については、生涯学習講座の申込、犬の死亡届、家屋の滅失申請、納税通知書の送付先変更等がありますが、利用者はまだ少ないようでございます。

行政手続オンライン化によります効果でございますが、行政手続のオンライン化を行うことにより、自宅や職場からインターネットを利用して申請等を行うことが可能となり、住民や企業の利便性が飛躍的に向上し、快適・便利な町民等の生活や産業活動の活性化が図られます。

また、行政手続のオンライン化は、単に紙で行っていたものを電子的に置きかえるだけではなく、対象事務の全体を見直す必要があり、庁内における事務事業の見直しや改善等を進めることになり、行政運営の簡素化及び効率化を実現することができます。

以上が提案説明でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第18 議案第48号 公益法人等への職員の派遣等に関する

条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第18 議案第48号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) それでは議案書の27ページをお出し願いたいと思います。

議案第48号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

裏面をお願いしたいと思います。

この条例は、広域法人制度改革の一環として、国が平成15年5月に成立しました公益法人制度改革三法が、本年12月1日より施行されるようになりました。

公益法人制度は、法施行以来、抜本的な改正が行われず、主務管掌の許可主義のもと、法人設立が簡便ではなく、公益性の判断規準が不明確、また、時代に即して柔軟性はなく、各種問題点が存在していました。

今回の改正は、従来の公益法人だけではなく、民間・非営利団体も含まれることになりました。それに伴いまして、公益法人等の職員の派遣に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、題名の変更でございます。『公益法人等』を「的」という字を入れまして『公益的法人』に、第1条中の条文中の『公益法人』を『公益的法人』に改めるものでございます。

附則の1として、平成20年12月1日から施行するものでございます。

附則の2として、職員の分限に関する条例についても、本文第2条中の『公益法人』を『公益的法人』に改正するものでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第19 議案第49号 御代田町福祉医療給付金条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第19 議案第49号 御代田町福祉医療給付金条例の一

部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号 御代田町福祉医療給付金条例の一部を改正する条例案についてであります。

これにつきましては、平成20年4月から施行されました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく支援給付を受けている者は、生活保護を受けている者と同様、医療支援給付が実施される。これは国が全額負担ということになります。このため、福祉医療の対象となりませんので、町福祉医療給付金条例の一部を改正するものです。

該当される方、6月2日現在で御代田町にはいらっしゃいません。

また、厚生省令の名称等の変更がありましたので、あわせて改正するものであります。

なお、福祉医療は8月1日から7月31日の有効期間という形になりますので、適用については20年8月1日からの適用ということになります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

変更の内容についてご説明をいたします。

第2条9号中の変更につきましては、厚生省令の名称等の変更によるものでございます。

それから第3条2項中では、支給対象除外者、要するに支給対象から除外される者について規定がされておりまして、『(3)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定に基づく支援給付を受けている者』を新たに加えるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 20 議案第 50 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 20 議案第 50 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小平嘉之町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） よろしく申し上げます。

それでは議案書の 29 ページをお開きください。

議案第 50 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

次のページをお願いしたいと思います。

今回の改正条例につきましては、国が定めている保育料徴収基準表の所得税額について、三位一体改革の一環として平成 19 年度から定率減税の廃止、税源移譲に伴う所得課税区分額の改正を受け、当町の保育料月額徴収基準についても、国の基準同様に改正するものであります。

御代田町保育料徴収条例（昭和 54 年御代田町条例第 19 号）の一部を、次のように改正する。

別表を次のように改めるということとあります。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

詳細の説明につきましては、お手元にお配りしました資料番号 2 の資料に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、左のページに記載したものが改正前、右側が改正後の基準表となっております。そこに太枠で囲われておりますが、太枠内の所得税額が今回の改正点となります。

保育料につきましては、前年の所得により算定しておりますので、平成 19 年度

分の所得に対して定率減税の完全廃止、また、三位一体改革の一環として、所得税から住民税への税源移譲により、所得税と住民税の税率が変更されたことに伴い、所得税額が変更になりました。

平成20年度保育料月額徴収基準表においても、所得税の額をもとに保育料を決定している第4から第7階層区分の税額を変更することによって、前年と同じ所得額であれば、同じ保育料となるように改正を行うものでございます。

簡単に申し上げますと、保育料税額を変えないように、算定式の所得税額を変えたというふうに考えていただければよろしいかと思えます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第21 議案第51号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第21 議案第51号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木内幹夫消防課長。

（消防課長 木内幹夫君 登壇）

○消防課長（木内幹夫君） それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第51号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

裏面をご覧くださいと思います。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の一部を、次のように改正する。

国の条例改正によりまして、御代田町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項中の字句の改正と、補償基礎額を200円から17円引き上げて、217円に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、改正後の第5条第3項の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第22 議案第52号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案に

ついて - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第22 議案第52号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の31ページをお願いいたします。

議案第52号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算の補正（第1条）既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1億855万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ49億6,848万1,000円とする。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

款1、町税。項2、固定資産税。補正額9,000万円。これにつきましては、新幹線関係で軽減措置が10年間ありました。最初の5年間につきましては6分の1、その後の5年間につきましては3分の1。10年が経過をしたということで、軽減措置が終了をいたしました。それで平成20年度の新幹線関係の償却資産といたしまして、1億7,040万6,000円ということで、当初予算に本来計上すべきだったんですけれども、計上がされなかったということで、今回予算を計上させていただきます。

それとあわせて、シチズングループ関係で2,000万円ほど償却資産が減ったということで、これを相殺いたしまして、9,000万円の増額補正ということになっております。

続きまして款12、分担金及び負担金。項1、負担金。3万円ですけれども、農地災害の復旧工事の負担金でございます。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料。237万4,000円です。これは管外保育料3名分の増でございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。1,300万円。これにつきましては、過年度分の災害復旧費の国庫負担金1,300万円。本来、19年度災害がございましたけれども、19年度に国の方がお金がないということで、入ってこなかったということで、これを20年度、今年度、過年度分として入ってきたお金でございます。

款15、県支出金。項1、県補助金。補正額で63万9,000円です。これの中味ですけれども、元気づくり支援金ということで、51万3,000円等の増分でございます。

それから款20、諸収入。項4の雑入。補正額で250万円ですけれども、これにつきましては、コミュニティ助成事業ということで、小田井の放送設備250万

円の増額でございます。

補正額で1億855万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。この歳出の今回の大きな部分を占めますのが、4月の人事異動によります人件費の増減でございます。

まず款1、議会費。項1、議会費。補正額で20万円の減。これも人件費で20万円の減ということでございます。

続きまして款2、総務費。項1、2、3、ここまでは人件費の増減でございます。それから5の統計調査費につきましては、統計関係の調整のものでございます。

款5、民生費。項1、社会福祉費。補正額で488万6,000円です。この主な内容といたしましては、後期高齢者特別会計の繰出金で345万1,000円等の増でございます。

それから項2、児童福祉費。715万7,000円。これにつきましては人件費でございます。

款4、衛生費。項1、保健衛生費。補正額で3,428万円です。これにつきましては、医療提供体制推進事業補助3,000万円の増額等ということで、中央記念病院のMRIの設置補助でございます。

項2、清掃費。148万7,000円の減でございます。これにつきましては、井戸沢最終処分場の委託料等の減でございます。

款6、農林水産費。項1、農業費、それから2の林業費、3の農地費、これらにつきましては人件費の増減でございます。

続きまして款7、商工費。項1、商工費。52万9,000円の減でございます。これにつきましても人件費の減等でございます。

続きまして款8の土木費。項1、土木管理費。補正額で223万6,000円の減でございます。これにつきましても人件費の減でございます。

項2、道路橋梁費。補正額で890万円。大林5号線の用地費840万円が主な内容でございます。

項4、都市計画費。補正額で1,919万円。これは特別会計への繰出金の減によるものでございます。これは下水道の特別会計にいままでの2名減ということで、繰り出しが減ったということでございます。

項 5、住宅費。補正額で 3 7 3 万 8 , 0 0 0 円の減でございます。これも人件費の減によるものでございます。

款 9、消防費。項 1、消防費。補正額で 1 6 9 万 5 , 0 0 0 円の増でございます。主な内容といたしまして、地域防災計画を作成ということで、9 4 万 5 , 0 0 0 円等の増でございます。

款 1 0、教育費。項 1、教育総務費。5 0 6 万 6 , 0 0 0 円の減でございます。これも人件費の減でございます。

それから項 3、中学校費。4 7 3 万 3 , 0 0 0 円。これも人件費 6 2 3 万 6 , 0 0 0 円等の減額でございます。その他に増額になっているものもでございます。

続きまして項 4、社会教育費。1 0 万 8 , 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましても人件費で 5 3 万 8 , 0 0 0 円等の減額等でございます。

項 5、保健体育費。補正額で 1 7 5 万 2 , 0 0 0 円。主な内容ですけれども、海洋センターのフェンスの安全対策工事ということで、1 4 2 万 8 , 0 0 0 円の増額でございます。

款 1 1、災害復旧費。項 1、農林水産業施設災害復旧費。5 3 0 万円の増でございます。1 9 年度災害であったものが春になってわかってきたものがございまして、これらの災害について対応するための経費でございます。

款 1 4、予備費。項 1、予備費です。歳入歳出を予備費 3 , 1 6 6 万 5 , 0 0 0 円で調整をさせていただきまして、合計で予備費が 7 , 6 3 5 万 1 , 0 0 0 円となります。

歳出合計で補正前の額で 4 8 億 5 , 4 9 2 万 8 , 0 0 0 円。補正額で 1 億 8 5 5 万 3 , 0 0 0 円。合計で 4 9 億 6 , 3 4 8 万 1 , 0 0 0 円になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

朝倉議員。

（ 9 番 朝倉謙一君 登壇 ）

○ 9 番（朝倉謙一君） 9 番、朝倉でございます。

1 8 ページ、保健衛生費の中の、衛生費の中の先ほど説明ありました中央記念病

院の方に医療提供体制推進事業費補助金3,000万円ということで、この件についてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほどMRIの導入というお話がありましたけれども、MRIというのはどういうものか、その説明と、それといつからこのお話が町の方に来たのか。それともう一つ、3,000万円を要するに補助するという最大の根拠というんですか、要素はどうか、そこら辺、そのとりあえず3つ、お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

MRIについてでございますけれども、要するには専門的な断層写真が撮れるような、そういった機械のように聞いております。

それで、周辺、御代田町には当然持っている医療機関はございませんで、小諸の厚生病院、それから佐久総合病院、浅間病院、それから軽井沢病院にもあるそうですが、現在は軽井沢病院は医師の関係や何かで稼働していないような状況だということ伺っております。

それで、これをいつお話があったかということですが、1回目に補助の申請があったのは、今年の1月9日ごろだったというふうに記憶しております。その内容ということで、2回、関連で2度出てきたんですけれども、地域というか御代田の医療を支えるうえでは、その病院に先生を連れてくるのに、そういった機械がないと、専門的な医者が来てくれないというようなこともございまして、理事者とも協議をして、おおむね1億1,000万円ほど導入に経費がかかるようでございます。補助金等交付規則に照らしまして2分の1以下という状況の中で、一応3,000万円という状況の計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） この補助する最大の根拠というのは、理由はいい、そういう機械があればいい先生が来ると、それでやはり地域の医療体制がしっかりしてくるというので、こういう3,000万円の要するに補助をするというふうにいま説明がありましたけれども、要はこの財源内容を見ますと、一般財源からということだと思いますけれども、これに関しては国とか県等の、特別交付税とか補助金とかという

ものは、申請とかそういうものはするのかどうか、ないのか、それとも、そこから辺をちょっとお聞きしたいなど。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

私どもの調査では、そういった特定の医療機器を導入する際の補助制度はございますが、残念ながら御代田はその該当するエリアになっていない、要するに御代田の置かれた状況がそういった状況にないということで、ちょっといまのところ補助制度は見つかっておりません。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉謙一議員。

○9番（朝倉謙一君） 今後、先ほど医療関係を充実させて、それでいい先生が来てというようなお話がありましたので、こういう話があれば、町といたしましては、できる限りのことはというふうになると思いますけれども、今後このようなお話がもしあった場合は、どうしてそういう関係でその補助とかそういうのをしていくのか、どうなのか、ほかから例えば来た場合はやるのかどうか。

それと、この件に関して、非常にいい機械が入るということですので、一般財源からという話ですので、我々の税金から払うということですので、町民の人たちにこういう機械が中央記念病院に入ったと、そういう告知、周知ですか、周知とかそういうのは、どういうふうに考えているのか、この2点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 土屋和明保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） いまいただきましたその周知の問題と、今後の方については、今回は出た事例ということで私自身が判断したものでないので、そのことについては理事者に然るべく回答をいただくということで、周知の方だけ私の方から回答をさせていただきたいと思いますが。

当然、こういった専門的な機械が補助金を出して購入していただくという状況でありますから、広報等を通じて利用されるように周知は当然図ってまいります。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 今後、このような場合に、補助をするのかどうかということですが

けれども、この補助については、補助に対しての効果があるものであるかどうかということが大きな基準になるかと思えます。

今回の場合、MRIという機械で御代田の町民が、御代田町にないということで佐久病院、浅間病院、小諸厚生病院などの病院を利用してMRIの機械でそこで診察を受けているという、人数的にもかなり大きなものがありましたし、それから特にいま日本全体の医療の崩壊という中で、先ほど保健福祉課長からの話もありましたけれども、軽井沢病院では高額なMRIの機械を設置したにもかかわらず、医師がいないことから、その機械を稼動することができないという状況にいまあります。そういう中において、御代田記念病院が医師を確保して、こうした機械を導入して、先進的な医療をしていきたいということについては、非常に大きな意義があるかなと思っております。

したがって、今回の場合はそうした事例によるものでありますけれども、今後については一つひとつ、その補助することに対する効果がどうなのかということを見きりと見て判断していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

中山議員。

（10番 中山美博君 登壇）

○10番（中山美博君） 10番、中山でございます。

私の質疑は、歳出の方の関係で、ただいま朝倉議員が、ページ18ページで質疑したんですが、19ページの目の母子衛生費の関係でございますが、この関係につきまして、今回、保健福祉課が申請されたということで、この母子保険者の負担金、額は少ないですが、92万円。これはどのような活用方法をしていくのか、その点をちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

母子保険者負担金でございますけれども、全国保健センター連合会の補助制度がございまして、過去に御代田町でも母子健康指導者という、ラッパのついた普通車のワゴンを補助でいただいた経緯がございますけれども、老朽化をしてきたという

ようなこともございまして、昨年、申請をしてきた経緯がございます。このほど、交付が決まりまして、これに対する負担金でございます。車両価格が135万円余、それから登録諸費用が18万5,000円某、あと陸送料ということで3万円、それで150万円ほどになるわけでございますけれども、このうちの65万円余が全国保健センターからの補助で、残りを各自治体が負担をしていくということで、今回、92万円の予算計上ということになった次第でございます。以上です。

○10番（中山美博君） ただいま細部にわたって説明していただきましたが、これは前にもあったわけですね。あつて、また新たに申請したら、今度新しい車が来るといふことの負担金として考えていけばいいですね。

はい、新しい保健福祉課が新設されたので、これを最大限に活用していくように、ひとつお願いいたしたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第23 議案第53号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第23 議案第53号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の32ページをお願いいたします。

議案第53号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、主に療養給付費の増加見込みに伴い、増額補正をお願いするものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正（第1条） 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ13億9,661万4,000円とするものであります。

2ページの歳入でありますけれども、款4、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。既定額に1,120万円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、先ほど午前中の町長の説明にもありましたけれども、退職者療養給付費が増加見込みのために、これに伴う交付金の増加を見込んだものでございます。

歳入合計が、補正前が13億8,541万4,000円、補正額1,120万円を増額しまして、13億9,661万4,000円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

歳出であります。款1、総務費。項1、総務管理費。既定額に55万7,000円の増額補正をお願いするものです。これにつきましては、保険証のカード対応費用ということで、発行枚数6,000枚を見込んでございます。

項2、徴税費。既定額から122万円の減額でございます。これにつきましては、システム改修費用を見込んでいたのですが、平成19年度補助で既に事業が完了したというようなこともありまして、不用減での減額でございます。

それから項3、運営協議会費でございますが、既定額に1万8,000円を増額するものでございまして、運営協議会の県大会への参加費用9名分を見込んでございます。

款2の保険給付費。項1の療養諸費。既定額に1,020万円を増額するものです。退職者の平成20年3月分の給付費が増加見込みであるために、これだけの補正をお願いするものです。

項2の高額療養費につきましても、100万円の増額をさせていただきますが、これも同じ理由でございます。

款4、前期高齢者納付金等。項1、前期高齢者納付金でございますが、既定額に9万1,000円の増額補正でございます。

負担調整単価見込みが26円から46円に変更されたことによる増額補正でございます。

それから款11、諸支出金でございますけれども、項1、償還金及び還付加算金でございますが、既定額に100万円の増額補正。これにつきましては、平成19

年度補助金の額が確定となり、過払いになっておりますので、それを返還するという
ことで、返還額が増えたということでございます。

それから款 12、予備費。項 1、予備費でございますが、これらを調整して 44
万 6,000 円減額で調整をしております。

歳出合計が、補正前が 13 億 8,541 万 4,000 円に 1,120 万円を増額
補正しまして、補正後が 13 億 9,661 万 4,000 円となるものであります。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 24 議案第 54 号 平成 20 年度御代田町老人保健医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 24 議案第 54 号 平成 20 年度御代田町老人保健医
療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 33 ページをお願いいたします。

議案第 54 号 平成 20 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案につい
てご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算（第 1 条） 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 267
万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 億
2,098 万 4,000 円とするものであります。

本特別会計は、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が創設されたため、
平成 19 年度以前の医療給付費及びこれに伴う支払基金からの交付金等を精算す

るために、平成23年度まで継続することになっております。

さて、今回補正をお願いする内容につきましては、接骨医や補装具の現金給付に要する経費で、不足が生じる見込みであることと、平成19年度の事業費が確定しまして、19年度中に受け入れた支払基金からの交付金が過払いとなったため、償還する必要が生じ、増額補正をお願いするものであります。

2ページの方をお願いします。

歳入であります。款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額に267万3,000円の増額をお願いするものであります。

先ほど、説明をいたしました経費分を、一般会計から繰り入れるものでございます。

3ページの方をお願いします。

歳出でございますが、款2、医療諸費。項1、医療諸費。既定額に105万円を増額補正するものであります。これにつきましては、一応月額80万円を見込んでおりましたが、1月からの状況を見てまいりますと、月額30万円ほど不足する見込みでございます。

それで今年精算の年でもあることから、一応3.5カ月分で見込んだ金額でございます。

款3の諸支出金でございます。項1、償還金であります。既定額に162万3,000円の増額をお願いするものです。これは交付金の関係で、医療費分で147万2,000円。事務費分で15万1,000円を償還するというものであります。

歳出合計といたしまして、補正前の額が1億1,831万1,000円に267万3,000円を増額いたしまして、1億2,098万4,000円となります。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 5 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 5 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 3 4 ページをお願いいたします。

議案第 5 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正（第 1 条） 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 4 2 2 万 9 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9 億 1 6 3 万 3 , 0 0 0 円とするものであります。

今回の補正は、主に当初予算編成時に方向性が決定しておりませんでした。特定高齢者施策、いわゆる生活機能評価が導入されたことに伴う国・県補助金等の増額と、実施のための経費計上でございます。

2 ページの歳入でございますが、款 4、国庫支出金。項 2、国庫補助金。既定額に 1 2 9 万 3 , 0 0 0 円の増額であります。事業費の 2 5 %でございます。

款 5、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金。1 6 0 万 3 , 0 0 0 円の増額補正でございます。これが事業費のおおむね 3 1 %でございます。

それから款 6、県支出金。項 3、県補助金。6 8 万 5 , 0 0 0 円。これは事業費の 1 2 . 5 %でございます。

それから款 8 の繰入金。項 1 の他会計繰入金ということで、6 4 万 8 , 0 0 0 円の増額補正でございます。これは町分として、おおむね 1 2 . 5 %を繰り入れるものであります。

歳入合計、補正前の額が 8 億 9 , 7 4 0 万 4 , 0 0 0 円に 4 2 2 万 9 , 0 0 0 円を増額補正いたしまして、9 億 1 6 3 万 3 , 0 0 0 円となります。

続けて 3 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 2、保険給付費。項 1、保険給付費。既定額に 5 万 2,000 円を増額するものでありますが、これにつきましては、障害者ホームヘルプサービスに要する経費でございます。

それから款 4、地域支援事業費。項 1、介護予防事業費ということで 5 1 7 万 2,000 円を増額補正するものです。この関係につきましては、問診表によるアンケートを実施し、機能低下の見られる者に対しまして、検診及び指導を行っていくための経費でございます。

款 8、予備費。項 1、予備費でございますが、既定額から 9 9 万 5,000 円を減額するというところで、こちらで総体を調整させていただいております。

歳出合計として、補正前の額が 8 億 9,740 万 4,000 円に 4 2 2 万 9,000 円を増額補正を行って、9 億 1 6 3 万 3,000 円ということになります。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 6 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 6 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の 3 5 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 5 6 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2 ページをお願いします。歳出についてご説明いたします。

款 1、経営管理費。項 2、施設管理費。既定額に 5 1 万 7 , 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。これは供給各戸に取り付けますメーター器の購入費ということでお願いを申し上げます。

それから款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。既定額に 3 6 0 万円の増額をお願いするものでございます。これは民地埋設管、民地に埋設をされております古い水道管、そういったものの解消を現在行っております。そんな関係で、そのための用地取得費をお願いしたいというものでございます。

それから款 5、予備費。項 1、予備費でございます。これは 4 1 1 万 7 , 0 0 0 円の減額でございます。予備費につきましては、収支の調整をさせていただくものであります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 7 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 7 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の 3 6 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 5 7 号 平成 2 0 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

款1、経営管理費。項1、総務費。既定額に10万8,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、当初、臨時職員の賃金として組んだ職員が、嘱託職員となったことに伴う組みかえによるものでございます。

それから款5、予備費。項1、予備費。10万8,000円の減額でございます。この予備費につきましては、収支の調整をさせていただいたものであります。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第28 議案第58号 平成20年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第28 議案第58号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の37ページをお開き願いたいと思います。

議案第58号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,965万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞ

れ6億8,996万9,000円とする。

2ページをお願いいたします。

歳入についてですが、款4、繰入金。項1、他会計繰入金。これは歳出の減額に伴いまして、一般会計からの繰入を減じたものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、土木費。項1、都市計画費。既定額より1,965万4,000円減額するものでございます。これにつきましては、先ほど一般会計の方でもご説明を申し上げましたとおり、人事異動に伴いまして2名減ということで、人事管理経費の減額でございます。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第29 議案第59号 平成20年度御代田町農業集落排水事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第29 議案第59号 平成20年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の38ページをお開き願いたいと思います。

議案第59号 平成20年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ6,363万円とす

る。

地方債の補正。既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

歳入についてご説明をいたします。款2、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に223万7,000円、増額をお願いするものでございます。これは収支の調整によりまして、一般会計からの繰入を増額したものでございます。

款4、分担金及び負担金。項1、分担金。既定額より7万2,000円減額するものでございます。

これは今年度予定しておりますマンホール腐食対策の管の新設工事に伴います地元負担金でございまして、事業費内示額に応じた減額とさせていただいております。

款6、国庫支出金。項1、国庫補助金。既定額に16万5,000円の増額でございます。これは先ほど説明をいたしました事業の事業主体事務費の分の増額でございます。

款7、町債。項1、町債。既定額より200万円減額をさせていただくものでございます。これは同事業に対する補助残額の起債でございまして、地方、地元分担金分を控除して、その計算をするということになりますので、今回、地元負担金をいただくということから減額をさせていただくものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1、農林水産業費。項1、農地費。補正額に33万円の増額をお願いするものでございます。これは補助事業費内示に伴う事業主体事務費の増による需用費等の増額をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。補正前の額でございますが、1,480万円。補正後、1,280万円ということで、200万円の減額でございます。起債の方法、利率、償還方法等については、従前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 30 議案第 60 号 平成 20 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 30 議案第 60 号 平成 20 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の 39 ページをお願いいたします。

議案第 60 号 平成 20 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正(第 1 条) 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 600 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 億 336 万 5,000 円とするものであります。

今回の補正は、当初予算編成時に、国の補助基準が確定していなかった後期高齢者健診事業の追加に係る補正であります。

2 ページの歳入であります。款 4、繰入金。項 1、一般会計繰入金。既定額に 345 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。内容といたしましては、事務費分で 143 万 4,000 円。人間ドック補助分が 95 万円。健診事業分ということで 106 万 7,000 円でございます。

次に款 6、諸収入であります。項 6、受託事業収入ということで 96 万円の増額補正であります。これは健診受診者の自己負担 2,000 円×480 名分を見込んでございます。

款 7、国庫支出金。項 1、国庫補助金。53 万 2,000 円の増額補正でございます。補助単価が 1,110 円の 480 名分でございます。

それから款 8、広域連合支出金。項 1、広域連合支出金で 106 万 5,000 円

の増額補正でございます。こちらは、補助単価 2,220 円の 480 名分ということで見込んでございます。

歳入合計額が、補正前の額で 9,735 万 7,000 円に 600 万 8,000 円を増額いたしまして、1 億 336 万 5,000 円となります。

続いて 3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款 1、総務費。項 1、総務管理費。既定額に 129 万 6,000 円を増額補正するものですが、これにつきましては、後期高齢システムの処理委託料及びリース料等でございます。

款 5、保健事業費。項 1、健診事業費。376 万 2,000 円を増額補正ということで、健診委託料として 362 万 4,000 円、これに雑費を加えたものでございます。

それから項 2 といたしまして、保健事業費ということで 95 万円の増額補正。これにつきましては、人間ドック補助金でございます。

以上、歳出合計で、補正前の額が 9,735 万 7,000 円に 600 万 8,000 円を増額補正いたしまして、1 億 336 万 5,000 円となります。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 31 平成 19 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、
貸借対照表及び損益計算書の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 31 平成 19 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の40ページをお願いいたします。

平成19年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

次のページで、以上のような内容につきまして、平成20年5月22日に会社の理事会に提出され、承認を受けました。

もう1枚おめくりいただきたいと思います。

その右側で、平成19年度第36期事業報告書。3の会計（1）財産目録。申しわけございませんけれども、その右側のところに、平成19年と書いてありますけれども、これを20年に訂正をしていただきたいと思います。申しわけありません。

（1）財産目録

区分1 流動資産ということで、財産につきましては、すべて流動資産でございます。

（1）現金及び預金	469万1,714円
（2）公有用地	1億3,822万9,277円
（3）土地造成事業用地	
やまゆり工業団地	1億 359万2,570円
資産合計	2億4,651万3,561円

次のページをお願いいたします。

2ページ、3ページにつきましては、平成19年度の御代田町土地開発公社の損益計算書、それから3ページは平成19年度御代田町土地開発公社の貸借対照表です。それで4ページ以降につきましては、平成19年度決算に関する説明書ということで、この2ページ、3ページをご覧いただくときの説明書でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成19年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

- - - 日程第32 平成19年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第32 平成19年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

平成19年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成19年度御代田町繰越明許費繰越計算書

御代田町一般会計

款、項、事業名、金額、翌年度繰越等でございます。

まず、款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。事業名、補助災害復旧経費。金額9,234万8,000円。翌年度への繰越額2,081万7,000円。国・県支出金646万8,000円。その他130万円。一般財源1,304万9,000円。

款11、災害復旧費。項2、公共土木施設災害復旧費。事業名、補助災害復旧経費。金額5,572万円。翌年度への繰越額3,013万5,000円。国・県支出金2,010万円。その他1,000万円。一般財源3万5,000円。

合計ですけれども、1億4,806万8,000円。翌年度への繰越額5,095万2,000円。国・県支出金2,656万8,000円。その他1,130万円。一般財源1,308万4,000円でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって平成19年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第60号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時55分